

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年1月31日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が3例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4829～4831例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4829	70	東広島市	1月30日(発症日) 発熱, 咳, 鼻閉, 下痢 痰	1/31	感染症指定医療 機関に入院中	・県内感染者と接触あり ・県外往来なし
4830	80	東広島市	1月29日(発症日) 鼻閉, 微熱	1/31	感染症指定医療 機関に入院中	・県内感染者と接触あり ・県外往来なし
4831	30	東広島市	1月27日(発症日) 発熱	1/31	感染症指定医療 機関に入院中	・県内感染者と接触あり ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・再陽性の患者はいません。

《第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年1月18日～2月7日】》

【県民, 事業者の皆様へ】

- 人と人との接触機会を低減してください(外出機会を半分に減らし, 外出時間も短縮(通学や医療機関の受診は制限しない), 徒歩・自転車通勤・時差出勤などによる通勤時の接触の削減, 出勤者割合について7割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛, 感染拡大地域から及び同地域への往来は慎重に判断, 広島市と広島市外との往来は最大限自粛(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族, 医療福祉関係者などを, 絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。